

動薬協会発109号
平成26年8月25日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行
について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長・環境省自然環境局総務課長より通知がありましたのでお知らせします。

26消安第2322号
環自総発第1408201号
平成26年8月20日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

環境省自然環境局総務課長



愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行
について

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年農
林水産省令・環境省令第3号。以下、「改正省令」という。）が平成26年8月2
0日付けで公布されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容に
ついて留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第1 改正の内容

1 規格の追加について

(1) 亜硝酸ナトリウム

販売の用に供される愛玩動物用飼料（以下「販売用愛玩動物用飼料」とい
う。）中の添加物の亜硝酸ナトリウムの含有量は、販売用愛玩動物用飼料1ト
ン当たり100g以下でなければならないとされました。

(2) メラミン

販売用愛玩動物用飼料中の愛玩動物の健康を害するおそれがある物質のメ
ラミンの含有量は、販売用愛玩動物用飼料1グラム当たり2.5 μ g以下でな
なければならないとされました。

2 その他の改正について

エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソ
ールについては、愛玩動物用飼料の添加物として使用されていることから、今回
の改正で新たに規格が定められた亜硝酸ナトリウムとともに、別表の1の(1)
において「添加物」として整理されました。

なお、エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシア
ニソールに係る成分規格は、変更されていません。

第2 施行期日

改正省令は、平成27年2月20日から施行されます。



ペットフード製造業者・輸入業者・販売業者のみなさまへ

ペットフード安全法では、以下の成分規格が設定されています。
これらの物質は、上限値を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分類	物質等	上限値(μg/g)
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01(α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの合計量)
	DDT	0.1(DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01(合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01(合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150(合計量) 犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下
	亜硝酸ナトリウム(注)	100
その他	メラミン(注)	2.5

(注)は、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正6ヶ月後(平成27年2月20日)から適用。

この他、製造方法の基準、表示の基準、帳簿の備付け等も遵守してください。
農水省のホームページにマニュアルやQ&Aを掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>
「ペットフードの安全関係」で検索

平成26年8月版



【お問い合わせは最寄の農政局へ】

北海道農政事務所 011-642-5463 東北農政局 022-221-6097 関東農政局 048-740-5065
北陸農政局 076-232-4106 東海農政局 052-223-4670 近畿農政局 075-414-9000
中国四国農政局 086-227-4302 九州農政局 096-211-9255 内閣府沖縄総合事務局 098-866-1672

○農林水産省
環境省 令第三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣 林 芳正

環境大臣 石原 伸晃

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正

する。

別表の1の(1)を次のように改める。

(1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。

以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若

しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
亜硝酸ナトリウム	100g/t
エトキシキン	75g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール(総和をいう。)	150g/t

別表の1の③中「ものをいう。）」の次に「その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質」を加え、同③の表に次のように加える。

メラミン	2.5 μ g/g
------	---------------

附 則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文（案）

○愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年農林水産省・環境省令第一号）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行								
<p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) 次の表の第1欄に掲げる添加物（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供される愛玩動物用飼料（当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。）の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第 1. 欄</th> <th style="text-align: center;">第 2 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">亜硝酸ナトリウム</td> <td style="text-align: center;">100g/t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エトキシキン</td> <td style="text-align: center;">75g/t（犬用）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）</td> <td style="text-align: center;">150g/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）<u>その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質</u>の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p>	第 1. 欄	第 2 欄	亜硝酸ナトリウム	100g/t	エトキシキン	75g/t（犬用）	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）	150g/t	<p>別表</p> <p>1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格</p> <p>(1) <u>エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛玩動物用飼料</u>（販売（法第6条第1号に規定する販売をいう。）の用に供する愛玩動物用飼料であって、当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下同じ。）中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛玩動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、<u>エトキシキンの販売用愛玩動物用飼料</u>中の含有量は、犬を対象とする販売用愛玩動物用飼料にあつては、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。</p>
第 1. 欄	第 2 欄								
亜硝酸ナトリウム	100g/t								
エトキシキン	75g/t（犬用）								
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（総和をいう。）	150g/t								

(4) (略)
2・3 (略)

第 1 欄	(略)	メフミン
第 2 欄	(略)	2.5ug/g

(4) (略)
2・3 (略)

第 1 欄	(略)	(略)
第 2 欄	(略)	(略)